

ジェネラルスタッフ給与規程

令和8年4月29日 規程令和第8-25号
改正 令和8年8月5日 規程令和第8-36号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）のジェネラルスタッフの就業等に関する特則（規程令和第8-24号）（以下「特則」という。）で定めるジェネラルスタッフの給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 ジェネラルスタッフの給与は、基本給及び諸手当とする。

2 ジェネラルスタッフの諸手当は、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜手当及びテレワーク手当とする。

(給与の支給)

第3条 ジェネラルスタッフの給与は、法令等に定めるところにより、ジェネラルスタッフの給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、ジェネラルスタッフから申出があった場合は、その者に対する給与の全部又は一部をその者が希望する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与の計算期間及び支給日は以下のとおりとする。

- (1) 給与の計算期間は毎月1日から当月の末日までとする。
- (2) 給与の支給日は当月25日とする。
- (3) 給与の支給日が特則で定める休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- (4) 第11条に定める超過勤務手当及び深夜手当並びに第12条に定めるテレワーク手当を支給する場合は、前月1日から同末日までの勤務実績に基づき、原則として、当月の支給日に支給するものとする。ただし特別の事情がある場合はこの限りでない。
- (5) ジェネラルスタッフが離職又は死亡したときは、その日までの実績に基づき給与を支給する。

(端数の取扱)

第5条 この規程の定めによって算出した額に、50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数を1円として計算する。

(基本給の決定)

第6条 ジェネラルスタッフの基本給は時給額とし、別表1に定める額の範囲内において当該者の能力、在勤地及び業務内容に応じて決定するものとする。

2 前項に関わらず、別表1の額において、基本給が厚生労働省の定める最低賃金を下回る場合は、同省の定める最新の最低賃金と同額とする。

(住居手当)

第7条 ジェネラルスタッフの住居手当は、職員給与規程(規程第15-28号)を準用し、支給する。

ただし、特則第21条第1項第2号のジェネラルスタッフにあたっては、住居手当の月額を21で除して得た額を勤務1回当たりの住居手当とし、当該勤務1回当たりの住居手当の額を契約勤務日数で乗じて得た額を支給する。

(通勤手当)

第8条 ジェネラルスタッフの通勤手当は、職員給与規程を準用し、支給する。

(超過勤務手当及び深夜手当)

第9条 ジェネラルスタッフの超過勤務手当及び深夜手当は、第6条に定める基本給額を基礎とし、職員給与規程を準用し、支給する。

(テレワーク手当)

第10条 ジェネラルスタッフのテレワーク手当は、職員給与規程の規定を準用する。

(届出)

第11条 ジェネラルスタッフは次の各号の一に該当するときは、通勤手当に係る通勤手当支給細則(人事部長通達第15-30号)に定める様式により、速やかに届け出なければならない。

(1) 機構に採用されたとき

(2) 転居、勤務地の変更その他の事由により、通勤手当の算定条件に変更が生じたとき

2 ジェネラルスタッフは次の各号の一に該当するときは、住居手当に係る住居手当支給細則(人事部長通達第15-29号)に定める様式により、速やかに届け出なければならない。

(1) 職員給与規程第23条第1項に定める支給要件を具備するとして住居手当の支給を求めるとき

(2) 住居手当を受けているジェネラルスタッフの居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があったとき

3 第1項に係る届出が通勤手当の支給となる事実が発生した日から15日を経過した後になされたときは、職員給与規程を準用し、支給する。

4 第2項に係る届出が住居手当の支給となる事実が発生した日から15日を経過した後になされたときは、届出のなされた日の翌月(その日が月の初日であるときは当該月)から各手当を支給する。

(負傷又は疾病により業務に従事しなかった場合の取扱)

第12条 ジェネラルスタッフが業務上の負傷又は業務上の疾病により業務に従事しなかった期間は、

業務に従事しなくなった日から業務に従事することが可能となった日の前日まで、基本給に特則第21条に定める所定の勤務時間に乗じた額を支給する。ただし、業務に従事することが可能となる日が契約期間満了日を超える場合は、基本給に契約期間満了日まで特則第21条に定める所定の勤務時間に乗じた額を支給する。

2 ジェネラルスタッフは、業務外の負傷又は業務外の疾病により業務に従事しなかった期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 業務に従事しなくなった日から暦日で30日（それまでの間に契約期間満了日を迎える場合には、満了日）までは、基本給に特則第21条に定める所定の勤務時間に乗じた額を支給する。

(2) 業務に従事しなくなった日から暦日で30日を超え、60日（それまでの間に契約期間満了日を迎える場合には、満了日）までは、基本給に特則第21条に定める所定の勤務時間に乗じた額に100分の80を乗じた額を支給する。

(3) 業務に従事しなくなった日から暦日で60日を超えた場合は、60日を超える期間の基本給は支給しない。ただし、必要と認められる場合には、前号に定める額を超えない範囲内で支給することができる。

3 ジェネラルスタッフは、第1項及び前項により業務に従事しない場合は、証明書等を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する以外の事由により業務に従事しなかった期間中の基本給は支給しない。ただし、必要と認められる場合には、基本給に特則第21条に定める所定の勤務時間に乗じた額に100分の50を乗じて得た額を超えない範囲内で支給することができる。

（育児介護休業等の給与）

第13条 ジェネラルスタッフは、特則第42条による育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、育児介護休業等規程（規程第15－32号）第10条に定める部分就労（以下「部分就労」という。）を行った場合にはこの限りではない。この場合における給与は、基本給に、その月において部分就労した時間数を乗じて得た額を支給する。

2 ジェネラルスタッフは、特則第39条による介護休業又は介護短縮勤務又は同特則第42条による育児短縮勤務をした場合には、基本給に、その前月において勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（承認を得ない欠勤者の給与）

第14条 ジェネラルスタッフは、欠勤した場合、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、給与から減額する場合の勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（その他）

第15条 この規程によらない事項については、人事部長が別に定める。

附 則(令和8年4月29日 規程令和第8－25号)

この規程は、令和8年4月29日から施行する。

附 則(令和8年8月5日 規程令和第8－36号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年8月5日から施行する。

(基本給の決定に係る経過措置)

第2条 基本給の決定については、第6条の規定にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) ジェネラルスタッフの基本給は、次表に定める本給の範囲内において、特則第21条第1項に掲げる区分並びに当該者の能力及び業務内容に応じて決定するものとし、これに職員給与規程(規程第15-28号)で定める地域調整手当を加えた額とする。

(2) 前項に関わらず、次表の額において、基本給を時間額に換算した額が厚生労働省の定める最低賃金を下回る場合は、同省の定める最新の最低賃金を下回らない額とする。

区分	本給
ジェネラルスタッフ	108,900 円～174,100 円

(3) ジェネラルスタッフにおける月の中途の採用又は退職その他の事由により、ジェネラルスタッフの基本給に異動を生じたとき、その月の基本給の額は、日割計算による。

(4) 前項の場合における基本給の一日当たりの額(以下「日額」という。)は、月額として定められた基本給を当該月の暦日数から特則第23条で定める休日を差し引いた日数で除した額とする。

(5) ジェネラルスタッフにおける勤務1時間当たりの給与額は、月額として定められた基本給に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定年間総労働時間で除して得た額とする。

(超過勤務手当及び深夜手当に係る経過措置)

第3条 附則第2条に定める月給制への移行に伴う経過措置として、超過勤務手当及び深夜手当については、第9条にかかわらず、当面の間、次のとおりとする。

(1) ジェネラルスタッフの超過勤務手当及び深夜手当は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額を基礎とし、職員給与規程を準用し、支給する。

(負傷又は疾病により業務に従事しなかった場合の取扱に係る経過措置)

第4条 附則第2条に定める月給制への移行に伴う経過措置として、負傷又は疾病により業務に従事しなかった場合の取扱については、第12条にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) ジェネラルスタッフが業務上の負傷又は業務上の疾病により業務に従事しなかった期間の基本給は、業務に従事しなくなった日から業務に従事することが可能となった日の前日まで、全額を支給する。ただし、業務に従事することが可能となる日が契約期間満了日を超える場合は、契約期間満了日まで全額を支給する。

(2) ジェネラルスタッフが、業務外の負傷又は業務外の疾病により業務に従事しなかった期間の基本給は、次の各号に定めるところによるものとする。

(ア) 業務に従事しなくなった日から暦日で30日(それまでの間に契約期間満了日を迎える場合には、

満了日)までは、全額を支給する。

(イ) 業務に従事しなくなった日から暦日で30日を超え、60日(それまでの間に契約期間満了日を迎える場合には、満了日)までは、本来受けるべき基本給に100分の80を乗じた額を支給する。

(ウ) 業務に従事しなくなった日から暦日で60日を超えた場合は、60日を超える期間の基本給は支給しない。ただし、必要と認められる場合には、前号に定める額を超えない範囲内で支給することができる。

(3) ジェネラルスタッフは、第1項及び前項により業務に従事しない場合は、証明書等を提出しなければならない。

(4) 第1項及び第2項に規定する以外の事由により業務に従事しなかった期間中の基本給は支給しない。ただし、必要と認められる場合には、本来受けるべき基本給に100分の50を乗じて得た額を超えない範囲内で支給することができる。

(育児介護休業等の給与に係る経過措置)

第5条 附則第2条に定める月給制への移行に伴う経過措置として、育児介護休業等の給与については、第13条にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) ジェネラルスタッフは、特則第42条による育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、育児介護休業等規程(規程第15-32号)第10条に定める部分就労(以下「部分就労」という。)を行った場合にはこの限りではない。この場合における給与は、月額として定められた基本給に12を乗じ、その額を当該年度の所定年間総労働時間で除して得た額に、その月において部分就労した時間数を乗じて得た額を支給する。

(2) ジェネラルスタッフは、特則第39条による介護休業又は介護短縮勤務又は同特則第42条による育児短縮勤務をした場合には、月額として定められた基本給に12を乗じ、その額を当該年度の所定年間総労働時間で除して得た額(以下「給与から減額する場合の勤務1時間当たりの給与額」という。)に、その前月において勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

別表1

区分	基本給
ジェネラルスタッフ	1,040 円 ～ 1,360 円
	(注：1 時間当たりの額)